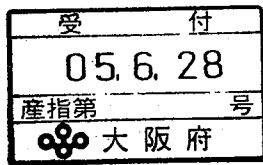


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

氏 名 守口市長 瀬野 憲一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6992-2902

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	守口市下水終末処理場
事業場の所在地	大阪府守口市南寺方東通1丁目7番7号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	
③従業員数	29人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	守口処理区、67,900人分の排水を処理する下水終末処理場である。当処理場は水処理施設のA系列・B系列にある最初沈殿池から引き抜いた産業廃棄物である汚泥を、調整槽にて約1%の濃度に調整し、年間11万4,000トンの汚泥を鴻池水みらいセンターに平成15年4月から送泥管にて圧送している。今後も送泥を継続する。

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	排 出 量	81529 t	— t
	(これまでに実施した取組) 汚泥処理工程はないので減量化を実施できない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	排 出 量	114000 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

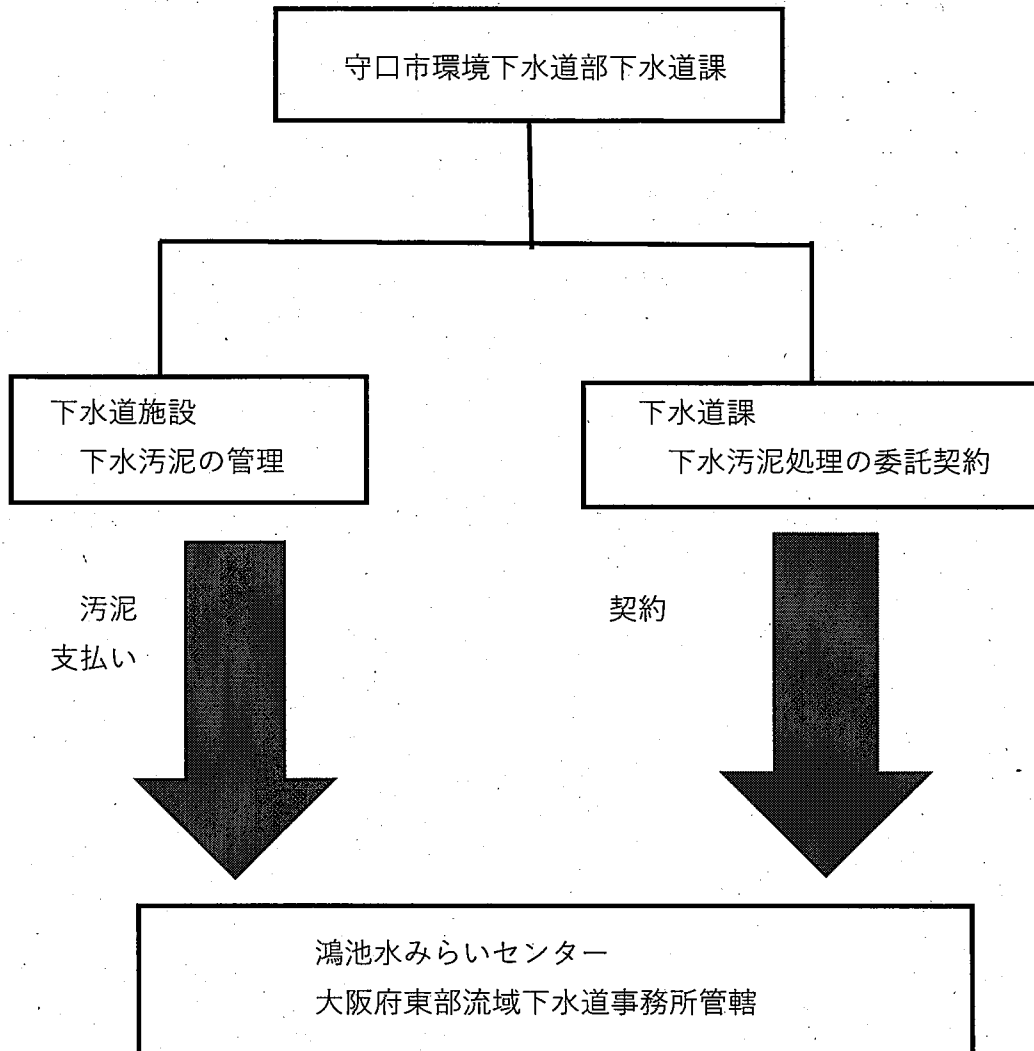
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	全処理委託量	81529 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	—
	全処理委託量	114000 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

# 添付資料「管理体制図及び各部署の役割」

令和5年4月1日

## 【管理体制図】



## 【各部署の役割】

### 下水道施設

下水汚泥の発生から汚泥に至るまでの管理業務等

### 下水道課

鴻池水みらいセンター（大阪府）との委託契約及び支払い業務等